

● 食品廃棄物等の利用状況等（平成25年度推計） <概念図>

食用仕向量 (8,339万トン)
粗食料+加工用

食品リサイクル法における
減量：220万トン

食品リサイクル法における食品廃棄物等

食品リサイクル法における
再生利用：1,336万トン
うち飼料化向け：975万トン
うち肥料化向け：249万トン
うちエネルギー化等向け：112万トン

食品リサイクル法における
熱回収：45万トン

焼却・埋立等：326万トン

食品由来の廃棄物等
(2,797万トン)

うち可食部分と考えられる量
(632万トン)
※いわゆる「食品ロス」

再生利用：57万トン
(肥料化・メタン化等向け)

焼却・埋立：813万トン

① 食品関連事業者

- ・食品製造業
- ・食品卸売業
- ・食品小売業
- ・外食産業

事業系廃棄物
+
有価物
(1,927万トン)

うち可食部分と考えられる量
〔規格外品、返品、
売れ残り、食べ残り〕
(330万トン)

有価物
※大豆ミール、ふすま等
(901万トン)

事業系廃棄物
(806万トン)

家庭系廃棄物
(870万トン)

うち可食部分と考えられる量
〔食べ残り、過剰除去、
直接廃棄〕
(302万トン)

廃棄物処理法における食品廃棄物

② 一般家庭

食品資源の利用主体

- 資料：・「平成25年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成25年度実績）」（農林水産省統計部）
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
・「平成27年度食品循環資源の再生利用等に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）
- 注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。